# **医療機器の共同利用に関する意向書の提出について（概要）**

# ＜対象＞医療機器を新規購入・更新した医療機関

|  |  |
| --- | --- |
| １ 意向書の入手方法 | ◇保健所等、医療機器の備付届等にかかる窓口◇大阪府ホームページ（外来医療計画にかかるホームページ） |
| ２ 意向書の提出 | ◇提出先は「手続を行う保健所等」になります。◇医療機器の設置にかかる届出書提出時、もしくは、設置の届出書提出後原則10日以内での提出をお願いします。◇提出方法は、窓口への持参・E-mail・郵送・FAXでお願いします。※詳細については、各保健所等で異なりますので、窓口にお問合せください。 |
| ３ 対象医療機器 | ◇CT（全てのマルチスライスCT及びマルチスライスCT以外のCT）　　　　　　　　◇MRI（1.5テスラ未満、1.5テスラ以上3.0テスラ未満及び3.0テスラ以上のMRI）◇PET（PET及びPET－CT）◇放射線治療機器（リニアック及びガンマナイフ）　◇マンモグラフィ |
| ４ 留意事項 | ◇地域の会議（保健医療協議会や医療・病床懇話会）では、医療機器の効率的な活用の検討にあたり、各医療機関の意向書の提出状況及び内容について、医療機関名・所在地と併せて報告し、協議いたします（地域の会議は、公開会議となりますので、報告に使用した資料は公表することとなります）。◇また、共同利用への協力意向のある医療機関については、医療機関リストを大阪府ホームページで公表することにより、医療機器を効率的に活用できるようにいたします。◇報告内容等で個別に確認が必要な場合は、保健医療協議会に出席の上、説明をお願いすることがあります。◇本報告により今後の診療活動に何らかの制約が課されるものではありません。なお、共同利用において破損や故障等の被害を被った時は、共同利用の規定に基づき対応いただくことになります。 |

＜意向書の提出手続き等＞

図　「医療機器の共同利用に関する意向書」提出後の流れ



＊地域の会議（保健医療協議会や医療・病床懇話会）は、地区医師会、市町村の関係者の方々で構成されており、各二次医療圏において保健医療の向上のために必要な事項について協議しています。

保健医療協議会　　＜https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/keikaku/hokeniryoukyougikai.html＞

医療・病床懇話会　＜https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/keikaku/iryobyosyokonnwa.html＞